

海外からの戸籍証明等請求方法について

1. 請求者について

戸籍証明等を海外から請求いただく場合、国外に転出されている（住民登録が国内にない）ことが条件となります。出張等で一時的に滞在されている場合は海外には送付できませんのでご注意ください。

2. 必要書類・手数料等について

海外からの請求の際に郵送していただくものは、下記のとおりです。

① 交付請求書（北九州市のホームページよりダウンロードできます）

Eメールアドレス及び電話番号を必ずご記入ください。

② 本人確認資料の写し

「国外の住所の記載された公的な身分証明書」もしくは「パスポート+居住を証明できる書類」のいずれかが必要です。

※官公庁が発行した『公的な』身分証明でなければ、本人確認資料とはなりませんので、ご注意ください。

③ 手数料・郵送料

戸籍の種類により手数料は異なります。

※抄本（個人事項証明書）が必要な場合は必要な方の氏名を必ず記載してください。

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・戸籍抄本）・・・1通につき450円

除籍全部・個人事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通につき750円

除籍謄本・抄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通につき750円

改製原戸籍謄本・抄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通につき750円

「戸籍交付の手数料」+「返信用の郵送料」の合計金額分を日本の郵便定額小為替証書（無記名）でお送りください。切手、小切手、口座入金、外貨、日本で取り扱いのない為替（国際郵便為替証書）等は手数料として使用できません。

※日本円を「現金で送ることができる郵便（国際現金書留等）」により送付する方法もございます。取り扱いの可否等、詳細は現地の郵便局にお問い合わせください。

※手数料・郵送料以外の申請書類等を送付いただき、手数料・郵送料は国内協力者（親族等）より別途送付していただく方法も可能です。（委任状が必要となる場合があります）

※手数料または郵送料が足りない場合、追加の料金が届くまでは戸籍の交付はできませんので、多めに同封してください。

なお、お釣りについては使用しなかった定額小為替以外は「日本の切手」でお返ししますので、ご了承ください。

※訂正箇所のある為替、受取人欄等に記載のある為替は、日本の郵便局で換金不能となり、為替を送り直していただく場合がありますので、ご注意ください。

④ 返信用封筒

返信用封筒には住所・宛名を書き、エアメール希望の際は、赤ペンで「AIR MAIL」とご記入下さい。

返信用の切手は、③の手数料・郵送料を用いて、こちらが購入します。

(交付する戸籍書類の重さにより、送料が変わりますので、重量等確認後、郵便局で切手を購入します。)

「返信用の郵送料」の手数料は多めに入れておいてください。

E M S を希望の際は、申請書にその旨を記載してください。

なお、E M S (EMS 料金と EMS 専用封筒が必要) ご利用の場合は、E M S 専用封筒を使用します。専用封筒をご準備いただくか、当方で郵送料購入時に併せて購入しますので、手数料・郵送料に EMS 封筒代[縦 26.0cm×横 35.0cm]の 51 円(令和 6(2024)年 9 月現在)を含め、送付してください。

郵便の取り扱いについては、感染症の発生状況や国際情勢等により遅延が発生する場合があります。引き受け停止となっている国もありますので、発送前に日本郵便のホームページで事前にご確認くださいませようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。

【問合せ・送付先】

〒803-8535

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市区政事務センター 郵便請求担当

sou-kuseijimu@city.kitakyushu.lg.jp

TEL : 093-582-3652 FAX : 093-571-3730